

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024 年 6 月 27 日	
富山市長 藤井 裕久 様	
提出者	
住 所 大阪府枚方市招提田近1-12-3	
氏 名 株式会社片山製薬所	
代表取締役社長 山田 克樹	
電話番号 072-856-5631	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社片山製薬所 富山工場
事業場の所在地	富山県富山市八尾町保内1丁目3番地
計画期間	2024年4月1日 ～ 2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	16：化学工業
② 事業の規模	資本金：3,000万円
③ 従業員数	79名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	引火性廃油、強酸（有害含む）、強アルカリ、汚泥（有害） →処理業者へ委託

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強酸（有害）	強アルカリ
	排 出 量	1326.41 t	95.73 t	0.04 t	0.40 t
	（これまでに実施した取組） ・ 製造工程を改善する事で原材料又は製品の歩留りを向上させ、出来る限り発生を抑制する。				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強酸（有害）	強アルカリ
	排 出 量	1300.00 t	90.00 t	0.05 t	0.05 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 引き続き製造工程の改善の検討を進める。				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 製造品目（各工程）毎に廃棄物を管理
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 現状管理の維持

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ っ 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強酸（有害）	強アルカリ
	全 処 理 委 託 量	1326.41 t	95.73 t	0.04 t	0.40 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	584.624 t	41.85 t	0.04 t	0.04 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	740.98 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.807 t	53.88 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) ・優良認定処理業者である事を確認し、処理委託する。 ・再生利用業者へサンプルを提供し、再生利用の可否評価した。				

②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強酸（有害）	強アルカリ
	全 処 理 委 託 量	1300.00 t	90.00 t	0.05 t	0.50 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	400.00 t	40.00 t	0.05 t	0.50 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	900.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	50.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組)				
	・ 廃製品や廃薬品は計画的且つ定期的に処理委託する。				
	・ 再生利用業者へ引火性廃油のリユース量を増やし、産業廃棄物処理業者への委託量を減らす検討し、廃液サンプルの提供及び評価に積極的に取り組む。				
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 2023 年度）実績】				
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		681.605 t		
	(今後実施する予定の取組等) 2019年4月1日より電子マニフェストを導入し、その利便性を生かして引き続き日々の産業廃棄物排出管理に努める。				
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(別 紙)

第2面 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項について

○廃棄物処理に関する担当と役割

統括責任者		富山工場長
廃棄物処理委託担当		事務部
役割	統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物処理委託担当	○廃棄物の排出予定・処理計画の作成 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○電子マニフェストシステムの登録、管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 ○監督官庁への各種報告 ○その他関係する事項
	廃棄物排出・保管管理担当 (製造部)	○廃棄物の排出予定の作成(製造工程責任者) ○廃棄物の排出後処理委託までの保管管理(倉庫担当者) ○廃棄物の引き渡し(倉庫担当者)

富山工場

